

=配達証明=



〒136-0073 東京都江東区北砂5-20-10-609

孫 樹斌様





〒157-0013 東京都豊島区東池袋1-30-12 城北自動車会館6階 池袋総合法律事務所 弁護士 鶴森 雄二

















4

T136 - 0073

東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

孫 樹斌 殿

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1丁目30番12号 城北自動車会館6階 池袋総合法律事務所 電話03-3984-2480 FAX03-3984-2484

大宇宙ジャパン株式会社代理人 弁護士 鶴 森 雄 二

通知書

冠省

当職は、大宇宙ジャパン株式会社(以下「当社」といいます。)より委任を受け、貴殿との間の貸与品等返還の交渉の任に就きましたので、ご通知申し上げます。本件については、今後は、当職宛(上記連絡先)までご連絡ください。

さて、当社は、令和3年8月31日付で貴殿を解雇いたしましたが、当社が雇用中に貴殿に貸与したPC(管理番号63-97829)、入館証、オフィスペイカード及び社員証を退職時ご返却いただく必要があるところ、未だ貴殿よりご返却いただいておりません。また、当社を退職したことにより健康保険組合の組合員資格も喪失することになり、貴殿に交付している健康保険証(組合員番号375)もご返還いただく必要があるところ、未だご返還いただいておりません。

つきましては、本書到達後1週間以内に、上記PC、入館証、オフィスペイカード、社員証及び健康保険証を下記返還先までご返還(郵送)いただきますようお願い致します。上記期限までにご返還いただけない場合は、法的手続に着手致します。

また、貴殿が当社に就業中に取得した当社や当社取引先に関するデータについて、これらを上記PC以外の 記録媒体に移したり(既に移している場合は速やかに削除してください。)、第三者に漏洩したりすることがな いようにしてください(当社退職後も貴殿は当社に対して秘密保持義務を負います)。もし第三者への漏洩が 確認されましたら、貴殿に対して民事上あるいは刑事上の責任を追及致します。

〔返還先〕

T 141-0031

東京都品川区西五反田 2-28-5 第二オークラビル 6F 大字宙ジャパン株式会社 管理部 三浦 昭彦

草々

 \forall

が郵便認証司 3.9.3(この郵便物は令和 3年 9月30日 第 12490879041 号書留内容証明郵便物 として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: 2021093018072900100001 号

1/1頁

